

野生イノシシからの豚熱感染を防ぎましょう！

4月11日、宮崎県で初となる野生イノシシにおける豚熱感染が確認されました。神奈川県内においても、4月に大磯町、真鶴町で野生イノシシにおける豚熱感染が確認されています。改めて以下の内容について、再確認し、野生イノシシによる豚熱ウイルスの侵入を防ぎましょう！

神奈川県内における野生イノシシにおける豚熱感染状況及びワクチン散布箇所（第2次神奈川県イノシシ管理計画より抜粋）

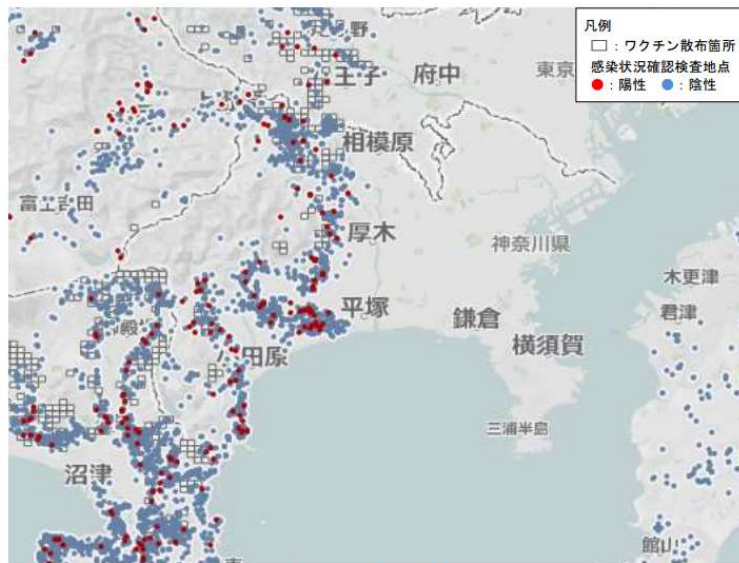


図 2-9 野生イノシシに対する豚熱の検査情報（2023（令和5）年3月時点）
野生イノシシに対する豚熱の検査情報（農林水産省，2023）https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/wildboar_map.html より引用

野生イノシシ
感染確認区域
（R6.3.18 現在）



野生イノシシ
豚熱経口ワクチン
散布状況
（R6 年度）



第2次神奈川県
イノシシ管理計画
（令和5年度から
令和8年度までの
4か年計画）



飼養衛生管理の徹底

- 1、豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。
- 2、豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。
 - （1）家畜の飼養管理に必要な人、車両等の出入りの制限
 - （2）出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理
 - （3）野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかに改善
- 3、ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。
- 4、万が一の発生に備えた埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。

豚熱ワクチン接種農場から 接種区域外へ豚等の胎盤等は移動できません！

令和7年3月28日、「豚熱ワクチン接種農場から接種区域外への豚等の胎盤等の移動の管理について」のお知らせがありました。

今般、一部の豚熱ワクチン接種農場から、豚の胎盤を、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針上、移動が認められていない接種区域外の地域(北海道)へ移動させていた事例が複数判明しました。

豚熱ワクチン接種農場は、当該農場からの豚等の移動などにより豚熱ウイルスの拡散のおそれがあることから、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づき、生きた豚等や豚等の排せつ物等(胎盤を含む)については、原則、接種区域内(北海道以外の都府県)の農場等への移動・流通に限られています。

豚等の飼養農場の皆様におかれましては、ワクチン接種農場における豚等の胎盤等については、北海道へ移動させることはできませんので、改めて確認のほど、よろしくお願いいたします。

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(抜粋、一部加筆)

第3-2 予防的ワクチン

5 接種区域における遵守事項

(5)移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、次に掲げるものの移動の管理を接種区域内の農場等への移動・流通に限る。

- ① 生きた豚等
- ② 当該農場で採取された精液及び受精卵等(ワクチン接種前に採取され区分管理(ワクチンを接種した豚等に由来するものとの交差がない管理をいう。)されていたものを除く。)
- ③ 豚等の死体
- ④ 豚等の排せつ物等(胎盤を含む)

野生イノシシにおける豚熱感染拡大防止対策及び豚等の移動について、徹底していただきますよう、よろしくお願いいたします。

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679